つくばみらい市農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和４年１０月１１日（火）午後１時３０分から午後１時４９分まで

２　開催場所　つくばみらい市役所　谷和原庁舎　２階　第１・２会議室

３　出席者

農業委員（１０人）

会　　長	６番	中　山　雅　史
会長職務代理	２番	菊　地　典　夫
委　　員	１番	萱　橋　敏　男
委　　員	３番	中　山　茂
委　　員	４番	中　山　一　徳
委　　員	５番	海老原　茂
委　　員	７番	仲　井　一　人
委　　員	８番	文　藏　雄　嗣
委　　員	９番	岡　野　幸　雄
委　　員	１０番	榎　田　実

農地利用最適化推進委員（９人）

委　　員	飯　田　一　夫
委　　員	澁　谷　正　信
委　　員	文　隨　靖
委　　員	中　島　一　郎
委　　員	小　菅　庄　一
委　　員	吉　田　義　博
委　　員	山　中　正　市
委　　員	瀬　川　仁
委　　員	飯　泉　秀　夫

農業委員会事務局職員（３人）

事務局長	石塚　英明
事務局長補佐	大久保慎太郎
係　　長	栁橋　真美

4　欠席委員
　農地利用最適化推進委員
　大　山　謙　吉

5　傍聴者

　なし

6　議案
　議案第１号　　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について
　議案第２号　　農地法第３条の規定による所有権移転の許可について
　議案第３号　　非農地証明発行可否について
　議案第４号　　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

　報告事項
　①農地法第５条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
　②農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知書について

7　会議の概要

1　事務局（石塚事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和４年１０月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の２番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長お願いします。

1　議　長（中山会長）

大変お忙しい中、１０月の定例総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

稲刈りも大方終了したかと思いますが、皆さんの所では収穫はいかがだったでしょうか。価格の方は昨年と同程度と非常に大変低迷しており、さらに来年度からの肥料価格の高騰により、皆様が大きな打撃を受けるのでは、と懸念しております。

つくばみらい市では、農業経営者原油価格物価高騰対策支援事業を行うことになりましたので、農地利用最適化推進連絡会で研修等を行いたいと思いますので、よろしくお

願いします。

本日の総会は、議案４件と報告事項２件となっております。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願します。

１　事務局（石塚事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員１０名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の９名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第４条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

１　議　長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いします。

まず、議事日程の３番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、４番中山一徳委員、５番海老原委員の２名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第１号「農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

１　事務局（大久保事務局長補佐）

議案第１号「農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第５条の規定による転用許可申請は２件となっております。１ページをご覧ください。

受付番号１番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号２番、申請理由は駐車場整備のための賃貸借となっております。申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡でございます。説明は以上です。

１　議　長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。５番海老原委員よりお願いします。

１　海老原委員

それでは報告いたします。去る１０月３日、午前８時４０分から書類審査、現地調査を行いました。当日は、中山会長、岡野委員、榎田委員、私、事務局からは大久保補佐、柳橋係長の６名で実施いたしました。

受付番号１番、地図は２ページになります。

申請地は、[redacted]の西側になり、現地の状況は、草が生えており耕作はされておりませんでした。

申請地の農地区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第１種農地と判断いたしました。

申請者は、申請地１筆[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可基準を満たしていると思います。

続きまして受付番号２番、地図は３ページになります。

申請地は、[redacted]の北西側になり、現地は耕作されていませんでしたが、雑草などはきれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第１種農地と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接の寺院ですが、主要地方道野田牛久線整備事業に伴い参拝者用の駐車場が減ってしまい、新しく駐車場が必要になったため、現在使用している第２駐車場の隣接地になります申請地２筆[redacted]㎡を利用し、普通自動車７４台分の駐車場を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

以上、報告いたします。

１　議　長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第１号受付番号１番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号２番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第１号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第２号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

１　事務局（大久保事務局長補佐）

議案第２号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請は１件となっております。４ページをご覧ください。

受付番号１番、申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第３条第２項各号につきましては、別紙「農地法第３条調査書」をご覧ください。説明は以上になります。

１　議　長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。９番岡野委員よりお願いします。

１　岡野委員

１０月３日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第１号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号１番、地図は５ページになります。

申請地は、[redacted]の北東側になります。現地は、草刈等の管理がされておらず、耕作放棄地の状態でした。

申請者は、借入地約３４１アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は２名で、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、１筆[redacted]㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付けする予定です。

以上のことから、受付番号１番については、農機具等も所有しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

１　議　長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第２号受付番号１番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第２号は原案のと

おり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第３号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

１　事務局（大久保事務局長補佐）

議案第３号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は２件となっております。６ページをご覧ください。

受付番号１番、申請地は、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号２番、申請地は、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡でございます。説明は以上になります。

１　議　長（中山会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。１０番榎田委員よりお願いします。

１　榎田委員

１０月３日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第１号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号１番、地図は７ページになります。

申請地は、[redacted]の南側になります。

今回提出されました受付番号１番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成１３年１０月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号２番、地図は８ページになります。

申請地は、[redacted]の東側になります。

今回提出されました受付番号２番につきましては、周辺の原野、山林と一体化しており、申請地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

以上のことから、受付番号１番、２番につきましては、茨城県が発行している「農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）」に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

１　議　長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第３号受付番号１番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号２番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第３号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第３号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

続いて、議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

１　事務局（大久保事務局長補佐）

議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。９ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が１２筆で４２，１０３㎡です。貸し手が３人で、借り手が３人となります。

次に更新案件ですが、田が４筆で１５，１４７㎡、畑が９筆で１７，９３５㎡、合計１３筆、３３，０８２㎡です。貸し手が６人で、借り手が２人となります。

合計では、田が１６筆で５７，２５０㎡、畑が９筆で１７，９３５㎡、合計２５筆、７５，１８５㎡です。貸し手が９人で、借り手が５人となります。

権利の設定開始は、令和４年１１月１日からとなります。

詳細につきましては、１０、１１ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上になります。

１　**議　長（中山会長）**

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第４号について、ご質問のある方の挙手をお願します。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。議案第４号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項２件について一括して事務局より報告願います。

１　**事務局（石塚事務局長）**

報告事項①「農地法第５条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は１２ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が１件、福岡地区が１件となります。

申請理由は、集合住宅建築のための売買が１件、物流倉庫建築のための売買が１件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知書について」をご報告いたします。１３ページをご覧ください。

今回の合意解約は４件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが３件、中間管理事業に変更するためのものが１件となっております。報告は以上です。

１　議　長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、１０月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和４年１０月１１日

つくばみらい市農業委員会

議　　　　長　　　　　　　　　　　　㊞

議事録署名委員　　　　　　　　　　　㊞

議事録署名委員　　　　　　　　　　　㊞